

ID: 5101

担当部署: 都市整備課

処分の概要	景観整備機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	景観法 第95条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第95条第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第95条</p> <p>3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第92条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日